

第3章

仕事

3-1. 日本で働きたいとき

あなたが日本で働くとき、自分の在留資格で働くことができる場所や仕事が決まっています。

3-1-1. あなたの在留資格で働くことができる場所や仕事

- ① 「文化活動」、「短期滞在」、「留学」、「研修」、「家族滞在」
 - ・働いてはいけません。働きたいときは「資格外活動許可（3-1-2）」をもらわなければなりません。
- ② 「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」
 - ・どんな仕事でもできます。
- ③ ①と②以外
 - ・在留資格に書いてある仕事だけできます。
 - ・他の仕事をしたいときは「資格外活動許可」をもらわなければなりません。



3-1-2. 資格外活動許可

仕事をしてはいけないう在留資格の人が働きたいときに必要です。たとえば、在留資格が「留学」や「家族滞在」などの人が、アルバイトしたいときにもらわなければなりません。

入管に「資格外活動許可申請書」を出します。パスポート、在留カード、どんな仕事をするかわかる書類も必要です。許可をもらうまで2週間から2か月かかる場合があります。

わからなかったら、「名古屋出入国在留管理局金沢出張所」に聞いてください。



名古屋出入国在留管理局金沢出張所
住所：金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎1階

TEL：076-222-2450

URL：https://www.moj.go.jp/isa/about/region/nagoya/plain_japanese.html



3-1-3. 仕事を探るとき、やめたとき

ハローワークでは、仕事を探したり、仕事で困ったことを相談したりすることができます。仕事の紹介もしています。

ハローワーク金沢では、英語と中国語で相談できます。相談できる曜日は決まっています。外国語を話せる人が、いないときがあります。電話で聞いてから、行ってください。

また、「雇用保険」に入っている人が、仕事をやめたあとにお金をもらうための手続きもすることができます。「雇用保険」は、会社をやめたあと仕事が見つからない人などを助ける制度です。

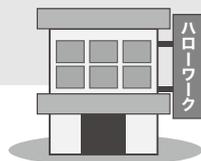


ハローワーク金沢 住所：金沢市鳴和1丁目18-42

TEL：076-253-3033

URL：https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/hw/hw_kanazawa.html

- ・英語 毎月第2・4月曜日（午後1時～午後3時）
- ・中国語 毎月第2月曜日（午前9時～午後12時）



3-1-4. 働くことについて質問やこまったことがあるとき

働いているときに、契約と違うことがあったときや、こまったこと、心配なことがあったとき、相談することができます。

●労働条件相談ほっとライン

13のことばで相談することができます。話すことばで曜日が決まっています。

曜日を調べてから電話をしてください。無料です。

URL：<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>



●石川県労働局 外国人労働者相談コーナー

中国語とベトナム語で相談することができます。

会って話すこともできますし、電話で話すこともできます。

住所：石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5階 石川労働局労働基準部監督課

TEL：076-200-9771

- ・ベトナム語 毎週木曜日（午前9時から午後4時30分）
- ・中国語 毎週金曜日（午前9時から午後4時30分）



URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/kantoku/gaikokujinnsoudann.html>

